

## 國衙領と武士

清水 三男

## 一

從來の通説によると、平安末に至つて莊園が濫立され、全國至る所莊土でない所はないといふ有様になり、國衙領はたとひ殘存したとしても著しく莊園化し、殆んど莊領と實質上變らない状態に化し、従つてわが國中世の地方制度は莊園の研究を中心とすべきであるといふ風に考へられて來た。之はある點迄正しい事であつたが、思ふにその根柢には西洋中世史の知識が背後にあつて、具體的に我國の中世を研究する前に既に中世社會は莊園制度の時代であるといふ事を確信して、専ら其に符合する様な材料にのみ注意し、甚だしく莊園の持つ意味を過重に評價し、實際以上に擴大して西洋中世史の知識に適合させ過ぎて來た觀がある。だから鎌倉時代の國衙領に注意する人があつても、之を單に律令制の殘存としてのみ考究し、それが古くして常に新しく更生して生きて來た積極面を見ようとはしなかつたのである。假に莊園のやうな私的な言はゞ個人の財産と見做された土地が殆んど全國を掩うたと考へれば、そのやうな時代は私的な個人的な動きのみから成り、公的な國家的な仕事は如何にして遂行し得たか、甚だ疑はしくなつてく

る。たとへ律令制による地方制度は衰への色を見せたとしても、莊領化し私的關係に押流された外觀を取つたとしても地方生活の公的規制が常に何等かの形で存在しなければ、國家生活は保持されない。國家秩序は地方生活の安定を基礎として確保された筈であり、國郡郷の制は元の律令制の儘ではなかつたとしても、國家の土臺骨として強固に地方生活の規制者として常に動かぬものであつたと考へざるを得ない。之を不動のものとして維持した中心勢力が武士であつたとするのが私の結論である。

武士が莊園の中から發生して、惰弱化した公卿の政治に代つて、新しい力を以てわが國政治社會の機構を建直した事は今更言ふまでもないが、武士の政治が地方に於いて如何に現れたか、國郡郷と莊領の中から武士はどんな地方制度を確立したか、寡聞にして未だその十分な研究のある事を知らない。即ち地頭や守護が國郡郷莊とどんなに結びれてゐたか、甚だ曖昧模糊とした状態に放置され、たゞ莊園が中世國家の重要な構成要素であり、武士は地頭を通じて莊領を侵略すると、單に武士の利欲的行動を通じて理解しようとしてゐるのである。上述の如く單にかゝる個人的な欲望によつてのみ、政治が遂行されたとしたら、國民生活の安定は一日も維持されず、賴朝の天下靜平の功も現れ得なかつたであらう。だから武士の行動は單なる私欲に基つくものでなく、地方の治安の維持者擁護者としての公的な面の遂行が相當明確に自己の任務として自覺されてゐたと考へなければ了解できない。武士がかゝる責務を果したとしたら、武士と地方制度の關係は新たな檢討を要する問題となり、律令制による地方制度としての國郡郷里が武士によつて如何に受繼がれ、新生されたかは興味ある問題と化して來るのである。小稿執筆の動機は如上の問題提出にあ

るが、未だその十分な解決に達したわけではない。單に鎌倉時代以後の國衙領研究の意義を強調し、從來の莊園過重評價の風に反省を促がしたいといふにすぎない。

## 二

高野山文書第四冊一一一官宣旨案所收嘉承二年正月廿五日の左辨官下文に紀伊國に於ける莊園領の増加の勢ひを記して、每郡十分の八九は既に庄領であり、公地幾千もないとある事はよく莊園を論ずる際に引用される所であるが果して全國が平安末以後かうした状態に置かれたものであるかどうかは、必ずしも實證されてゐるわけではない。試みに文永二年若狭國惣田數帳(東寺百合文書)(ユ三十五號)を見るに莊田六百三町八反三百十三歩なるに對し、應輸田即ち國領は六百四十三町五反百五十歩で、寧ろ國領の方が莊領よりやゝ多い。又益田家什書第十五冊所收貞應二年三月石見國庄公惣田數注文によると、庄領六百三十八町四反に對し、公領八百三十七町六反三百歩で、國衙領が遙かに莊領を越えてゐる。このやうにその内容如何は別としても、とにかく國衙領が從來考へられた如く、莊園に侵略されて殆んど消滅したと文字通り受取る事は到抵不可能である。かゝる國領の存在が鎌倉の地頭に郷々地頭や村地頭が、莊地頭に並んで甚だ多い有力な原因でなければならぬ。かく言へば莊園重視の立場を守らうとする人は、前述若狭國惣田數帳等に檢討を加へ、國領と稱するものが莊園と相似た構成を持ち、國司の私領化してゐた事、國司の有名無實化等を以て反駁して來るであらう。先づ國司の無力化が直ちに國衙領の無意義を意味するものかどうか、實際に就いて考へ直して

みたい。

中原師茂の日記、貞和三年五月廿一日の條に帥公秀卿より先年上よりお預りの播磨近江兩國の圖田帳の内、近江國野洲郡の圖田帳を下されたいといふので、之を遣はされたと見え、又更に下つて看聞御記嘉吉三年五月二日の條には八ヶ年一度の國衙檢注が此年播磨國で行はれた事が記されてゐる。この國は伏見宮御記録第二冊に播州事新院の御分國たるべき旨の新院御書に對する花園天皇御返書が收められてゐる如く、持明院統に傳はる御領であつたが、建武中興に際し、一旦收公され、やがて又伏見宮家に傳へられた。而してその御分國に於いては前述の如く室町時代に至るまで國衙檢注の事が行はれてゐたのであるから、一般に國衙領が中世後期に有名無實であつたとは簡單に言明できない。猶かゝる例が決して稀有の特例として片附ける事の出来ない事は、東寺文書(樂之部)所收永仁五年九月十二日左辨官下文に安藝國を東寺修造の料所として寄進になつたからには、諸郡郷地頭守護人の自由の募を停めて、平均國檢を遂げるべき事を、同國守藤原行房の解に従つて仰下して居り、又同文書射之部所收弘安九年八月十四日佐渡國に下した左辨官下文にも諸郡郷平均國檢を遂げるべき事が令せられてゐる。勿論この二文書は直ちに鎌倉時代の國衙が國內檢田を時々實行した證とは言へないが、國檢といふ事は莊園側に於いて、各莊園領主協力して一國の檢田を行ふ如き事は考へ得られず、國衙にして始めて考へ得る事であり、その意味に於いて、たとひ莊領が如何に増大しても、國檢に限らずすべて一國全體の統一的な仕事は鎌倉時代以後も國衙を中心に行はれたのである。前掲文永の若狹國惣田數帳・益田家什書の石見國庄公惣田數注文其他建久八年薩摩國圖田帳等にしても、國衙の勢力に基づく活動と

認めねばならない。之等の背後に守護のある事は勿論であるが、守護として國檢を行つたのでなく、國衙の名によつて行つた事に注意しなければならない。

更に郡司の勢力も決して早く消失して了つたわけではなく、南禪寺文書京大新寫本第二冊所收文書に

南禪寺領遠江國初倉庄并新所郷役夫工米事可爲京濟之由候也可被得其意狀如件

十月十日

祐 德 (花押)

郡司御中

とあり、又京都井關次郎氏所藏文書に

大覺寺御門跡領播州住吉上保内三箇村御公用分事、嚴密可被取沙汰之由、先度被成奉書處、寄事左右、郡役等尙以

無沙汰云々(中略)

文明三後八月廿七日

重 能 判  
則 宗 判

衣笠右京亮殿

横山帶刀亟殿

とあり、國衙の正税課役が郡司を通して室町時代に至るまで徴納されてゐる例を見るのである。このやうに鎌倉時代以後の國郡の役所は全たく莊領や地頭に蹂躪されて無活動に歸したのではない。其事は國分寺・一宮等の祭禮の存続

によつても亦窺ひ知る事が出来る。

即ちその一例として出雲千家文書所收建長元年六月出雲國司の杵築大社御遷宮神事儀式次第注文があるが、之によると御遷宮祭に行はれる流鏑馬十五番の中

一番 在國司朝山右衛門尉勝部富綱

二番 守護所隱岐二郎左衛門尉源泰清

三番 大東北南同飯田纏所此等地頭

以下各郷地頭等が奉仕し、相撲は先例によると各郷に割當てる筈の所、郷々より雇つて行ふ事になつた旨を記して次に

留守所分一人 細公(工)所別當分一人

在國司一人 須佐郷一人

以下各郷名を挙げ、又東遊の舞人十八人の全在廳八人、書生二人、陪從六人の内、在廳二人、書生二人、國掌二人と記し、この神事が國司在廳官人等と守護地頭の協力により、國司側主催の下に遂行された事を知る。即ち律令制度の弛廢にかゝはらず、一國の祭祀の必要は毫も變らぬものであり、之を行ふには國衛の如き權威が常に必要であり、實際昔のやうな盛大さは失つたとしても、多くの國に於いて國司や在廳官人によつて繼續された事が前述文永の若狭國惣田數帳にも舞人・陪從の分田を人給田として記してある事の原因であらう。

要するに鎌倉以後の國衙領には從來考へられたより根強く、且實際的機能を有したものがあり、單に律令制の一殘存としてその形骸が次の時代に及んだものでなかつた事を感じるのであるが、次にこのやうな既にその儘の律令制ではない國衙領がどのやうな内部構造を有したかを見る事によつて、如上の見解を次第により深く立證し、具體的なものにして行きたいと思ふ。さうすれば莊園過重の見解に立つて、國衙領を莊園の一變種にすぎぬものとして輕視默殺する從來の傾向を批判する事にもなり得ると思ふ。

三

同學田井啓吾君の教示によると、勸修寺家本「中右記部類記」第十六年中行事一裏書なる一寫本の中には平安末國衙領の内容を知る好適の記載が見える。其一部を摘記して示せば

飛驒國

注進 仁安元年追々雜物進未事

合

一雜皮五十一枚

(中略)

貞光名四十二町五反六十步

本田十一町六反六十步 新田九反

除田五反百八十六步

六十步 國佃 五反 重遷給六口 廳分佃 六十六分先使田

(中略)

石浦出作田九町七反六十步

(一行略)

除田八町二反

三丁 一宮八講田 三丁二反 同宮彼岸田 一丁 同宮朔田

一丁 上分田分

定田一町五反六十步

一益田郡田百二十八町三反四十步 郷司四十分内佃一丁門當米田

(中略)

公田三町内

一丁 國佃 一丁 廳分田

一丁 郡司分

國衙領と武士

第二十七卷 第四號

四九



## (下略)

とあり、飛彈國益田郡には麻生郷・正包名・得永郷・川上郷・袷寄村・山田郷等があつて、國郡郷の三階段の下に、ほゞ郷を基礎として國衙領が成立つて居つた事を明らかにし得る。其に應じて國司郡司郷司がそれ〴〵地方に於いて領主的な地位を確保してゐた事が、上掲文書の國佃・廳分田・郡司分なる佃の存する事によつて知られる。郷司の佃の存した事も同文書中得永郷田の除田を擧げてゐる中に「四段 郷司佃」とある事により知られ、有名な尾張國郡司百姓等解に守元命朝臣が郡司百姓等に佃百町を強い作らせたとの訴狀の一條が思合はされる。元命の場合の如き不法は論外とするも、郷司までが佃を持つた事は恐らく當時一般の風であつて、國郡司郷司に至る迄、單なる地方官ではなく、地方の領主もしくは地主化してゐた事は疑ひない所である。而して同書所收飛彈國未進注文の斷簡と思はれる一文書に

一廳分物未進 目代得分物

在廳書手布未進

八賀是包一段 重遠二段 (中略)

郷分書手

小路郷四段 山田郷一段

吉守名一段

とある如く、目代は在廳官人を従へ、各郷や名主を従へてゐた。九條家本延喜式裏文書第八卷裏には前後缺落して何の國か不明であるが、とにかく平安末の某國衙の注文に

御館人之名准額二千三百卅一束七把八分

とあり、紀伊國收納所永承三年納米注文解に

御館人千六百十五束八把七分

とあり、扶桑略記永保二年十月十七日の條に熊野山が尾張國館人を殺人の故を以て訴へた記事、根津嘉一郎氏所藏東大寺文書所收天治二年伊賀國名張郡國檢目錄に

御館分田三町四段百二十步

とある事等によつて、平安末には一般に國衙領の中に國司目代在廳官人等の直領が特に設定され、他の公田と區別されてゐた事を知る。從來とても國司にはその職田が存したわけであるが、御館分田と稱せられる時、既に公的性質を失ひ、相傳の私領化した事が明らかに知られる。而してこの御館分は前掲中右記部類記裏書に見える國佃や在廳佃と同性質であり、在廳官人は單に私領として之を保有したゞけでなく、同時にその地方の有力者として國郡郷を代表する地位にあつた事を想はせる。

次に九條家藏延喜式裏文書所收永承四年紀伊國納米注文に民間として伴安丸・同吉丸・同貞直等の納米を記し、之と同じ頃と思はれる同様注文の斷簡に正行・末直等の納米と並んで、和佐村・楠見村などの散見する事は、根津嘉一

郎氏藏東大寺文書に

東大寺白米納所返抄 十市郡西郷

檢納大佛供白米肆斗

右白米去年新財(同)吉茂名所進檢納如件故返抄

長保參年八月九日

大 □ (花押)

と見える例と比較する時、伴安丸等民間百姓が漸やく名主化し、郷田は之等名主の下にあり、國郡郷司は之等名主を結集せしめてゐた一勢力であつた事を想像せしめる。例へば入來院文書九薩摩國建久八年の圖田帳に

公領百四十二町内汝官御領 地頭千葉介

若(吉)三十六町(島津御庄寄郡) 本郡司藥師丸

時吉十八町 (同) 名主在廳道友

得(末)二町 (同) 名主肥後國住人沼田太郎實秀

以下名主を記してゐる事、前述若狹國惣田數帳に武延名・宮同名・秋里名・吉松名等の國衙人給の名を見る事、南禪寺文書新影寫本第五冊所收延慶二年加賀國得橋郷内檢目錄に「在廳名除之」とあり、又同内檢名寄に名役とある事等よりして、國衙領が莊園同様名主を根柢にして成立してゐた事を推論せしめるのである。この點に於いて國衙領も莊園と同じ内部構造であつたと言ひ得るかも知れないが、前にも述べた如く、莊園とは異つて國郡郷の三段階による統制

の下にあり、單なる名田の聚合體でなく、即ち單に私的財を根抵とする結合でなく、郡とか郷とか公的生活の代表者の集まりとしての面を併せ有したのであつた。國衙領の莊園を特に保と稱し、莊と呼ばなかつたといふ事も、莊が莊田の―即ち私財の―聚合であるに對し、保は一個の郷がその儘保に化する場合が多く、さうでなくともとに角單なる財の集まりでなく、人格を備へた獨立人の結成する一國體と言ふ性質からその名が來てゐるものと思ふ。かく莊園公領共に名田を根抵とした事は、逆に莊園の持つ意義を從來より狭小にし、從來の國郡郷の下に可成名主が結成された事、從つて武士は必ずしも莊園を母胎としたのでなく、莊公何れの根抵にもなつた「名」から出、之を基礎として進出したと考へられるのである。

#### 四

とに角國衙領は鎌倉時代にも國郡郷の組織の下に莊領化せずに残り、在廳官人や名主の實力を根抵としてあり、殊に郷領は全國に廣く伸びた。武士はかゝる地方の實勢力を基礎としたものであつたから、國衙領の外形の支持にも内容の強化にも、深い關聯を有した。先づ武士が國衙や在廳と接觸し、嘗ての國司の帶びた任務を自己の任として繼承し、新しく之を擔つて行つた事を見やうと思ふ。

その一つは薩藩舊記前集五所收建治二年八月日の博多石築地役支配注文案で、此前年執權北條時宗が斷乎元使杜世忠等を鎌倉に斬つて一戰を覺悟したのに應じ、薩摩國守護代も國內の諸領に命じ、その田數に應じて石垣を修築せし

める事を、調所職藤原某・大介兼税所藤原某等在廳官人と協力して行つた事を示すものである。又同書所收建治二年正月薩摩國雜掌に下した太宰府下文によれば、蒙古凶賊調伏の爲に同國天滿宮并びに國分寺の修造を命じてゐるが、之にも公家武家御祈禱の忠勤を致すべき事が記され、守護の指導の下に國衙領を動かして、國家的活動に参加せしめたのであつた。前述杵築大社御遷宮の神事に國司並びに國衙の機構を表面に立て、守護や地頭が奉仕してゐる事も、國衙の任務を守護が繼承するに至る一過程を物語るものである。

之については國衙檢田の守護代行がある。前述石見國貞應二年三月の田數注文に

但於公郷分者、以去建保六年檢注田數注進之、爲守護所沙汰、先進田數付也

とあり、國衙の田數注文の形式を取り乍ら、事實に於ては守護所沙汰として行つたものである事を示し、市川文書所收の

信濃國雜掌則能謹言上

欲早任先例被仰下志久見地頭市河新左衛門尉不知實名以下名主等捌ヶ年壹度田頭國檢事

右云先例云國々傍(例脱カ)無子細之上、去四月廿二日元亨二二可遂國檢之由

繪旨明白也、然早可巡行之旨、被仰下爲成乃貢之功、恐々言上如件

元亨四年九月 日

とある文書と相俟つて、原則として八ヶ年一度の國內莊公領檢田が國衙の名の下に、守護勢力を借りて行はれた事が

知られ、守護は國衛の仕事を助け代行し、その事によつて勢力を伸長した事少くなかつたであらうと思はれる。石見國益田家の祖が國衛の押領使より出て、やがて權介となり、その所領も建仁三年藤原兼季の申狀(益田家什書一之十)によると國領十五箇所、莊領二箇所であつたといふのも、武士の大勢力が莊領よりも國衛に勢力を持つ事により發達し易かつた事を物語つてゐると思ふ。吾妻鏡を見ても在廳の勢力が甚だ注目すべきものであつた事が明らかである。即ち治承四年八月廿五日の條には俣野五郎景人が駿河國目代橋遠茂の軍勢を相具して甲斐國の源氏を襲はうとした事、同九月十三日に上總國に頼朝が落着いた時、東胤頼が父千葉常胤に當國目代は平家方であると云つたとあり、同十月一日には前述橋遠茂が遠江駿河兩國の軍士を催うしてゐる事が見え、平家の時既に目代が一國の武士の統率者として、後の守護的な地位にある事を思はしめ、之に對し頼朝も、十月五日には武藏國の諸雜事を在廳官人並びに諸郡司等に命じて沙汰せしめる事を、江戸太郎重長に令し、翌治承五年既並びに姫君の邸を建てるにつき、庄公別納の地を問はず工匠を召進める様に安房國在廳に命じ、壽永三年三月廿五日土肥次郎實平を備中國に遣し、釐務を行はし、在廳散位藤原資親以下數人を本職に還補して居る。このやうに頼朝の態度は在廳の仕事を繼承する事にあつて、之を破壊する事ではない。かうした方針が上にあつて、守護の國衛の仕事繼承が割合順調に行はれ、守護と在廳の關係も強制的に上から結付けられて行つたものでなく、可成次第に育成されて行つたものではなかつたかと思ふ。恐らく目代等在廳官人と郷司名主等の結合は可成強く、その結合の強さあつて、始めて之等郷司名主等が莊領に蠶食される事を免れさせたのであつて、高野山文書八冊所收一七九七應保二年十一月の東寺舉狀案に見える如く、屢々在地の國司が目代以下

在廳官人を引率して、荒河庄に侵入した如く、單に莊領化に抗するのみならず、逆に之を收める勢ひにある有力な國司在廳もあり、之等の間には既に守護勢力の母胎が見られると思ふ。新しく置かれた守護が、このやうな國衙領の結合を勝手に引裂き得なかつた事は見易い所で、上述の如く極めて心して在廳を手懐け、守護勢力の伸長が徐々に行はれたものと思ふ。薩藩舊記前集十所收元亨三年守護狩支配注文に

加治木郷

郡司 歩兵狩人廿人

上木田大掬 十人

下木田大掬 十人

とあり、翌四年同注文に

曾野郡

税所介 歩兵狩人廿一人

總檢校 十人

曾郡司 五人

河俣大丞 八人

等と見えるのも在、廳官人郡司等を其儘安堵して、守護の支配下に參ぜしめた事を物語るものであらう。この様に武

士側の國衙在廳に對する態度は否定的でなく、繼承的融和的であつたと見る事が出来る。

この事は郡司以下に對しては更に著しく、恐らく大抵の郡司郡司は鎌倉時代にも舊の儘その位置にあり、律令制の廢弛を外にして、寧ろ一層地方生活の中心勢力として活動したのではないかと思ふ。その一例は薩摩國の郡で前引建治二年博多濱の石築地役を課せられた者の交名の中には

本名永用五丁五丈 御家人郡司氏平

未丸十七丁七反 郡司伊賀房行公

等があり、同書前集十一所收元徳二年十一月の谷山五郎入道覺信代教信重中狀案には「一國領者以郡司號地頭、至庄園以下司稱地頭」とあり、莊領の下司を地頭とした如く、郡司を地頭としたと云ひ、隣の大隅國でも新編彌寢氏世錄正統系圖所收建仁三年十月三日の留守所下文によると、同國彌寢南俣郡々司沙彌行西を地頭に補任し、嘉曆二年二月四日沙彌行智の辭狀には大隅國彌寢院南俣地頭兼郡司と行智に肩書して居て、之等郡司が御家人となり地頭となる事によつて、從來の郡司の地位を捨てたわけではない事を示してゐる。前述天治三年伊賀國名張郡司辭、永承三年紀伊國郡許院納所解等によつても、平安時代に於いて郡司の地位が地方生活の一中心であつた事は明らかで、その地位は中央の政治推進力の變化に左右される事割合に少く、中央は又常に郡司以下をさう勝手に移動せしめ得なかつたのであらうと思ふ。康富記文安六年五月十九日の條によると、中原康富は大炊寮領丹波國今安保の事に就き、同國天田郡々司堀孫次郎の館を訪ひ、今安保年貢の引渡を求め、翌二十日郡司の使を具して、今安に入部してゐる。之も郡司の勢



力が在地に牢固として抜くべからざるものを有した一證であると思ふ。尾張國司元命の非法を訴へた百姓の頭に立つた者も郡司であるし、莊公を問はず郡司の勢力は無視できぬものであつた。郡といふ地方制度の單位は單に無意味に残存したのではなく、中央と連絡のある事により、勢力の交替のより起り易い國衙在廳に對し、郡司はより純然たる在地勢力の代表者として、深く地方生活に根を下してゐた事に基づくものと考へたい。

郡司に比し郷司はその數が絶對的に多い事から、郷地頭の存在は著しく目に着く。一二の例を示せば、茂本文書所收正嘉二年十二月二日の將軍家政所下文によると、藤原知盛は下野國東眞壁郡内四箇那の地頭職を安堵され、仁和寺文書所收貞應元年七月七日の關東下知狀によると、但馬國多氣郷地頭沼田三郎、三方郷地頭澁谷三郎、日景郷地頭越生馬允等が、御室御領同國新井庄の地を郷領として押領した事を記し、郷司が鎌倉時代には地頭となつて、莊領の下司が莊地頭となつた如く、一層活潑な活動を開始し、地方生活を中央の生活へと繋ぎ高める役割を演じたと思ふ。元來律令制の郷の役人は郷長と稱したので、いつの間にか平安中期には郷司を稱するに至つてゐる。例へば石清水文書第二冊四八三筑前國治安二年の國符に夜須東郷司に宛てたものがあり、東大寺文書第二回探訪第五冊所收應保二年六月一日某國留守所下文には薩部郷司並住民等に對し、東大寺御封便補の保として、萬雜事免を令してゐる。このやうに郷領が私領化する際に、郷長は郷司と改められたのであらうと思ふ。此事は郷領が莊園化する事でもあるが、それは前にも述べた如く、郷が私的権力の下に屬せしめられる點に於いて莊園と同じであるが、その事によつて決して他の公的な面、即ち郷民生活の諸場面が失はれたのではない。例へば前引千家文書所收の杵築大社御遷宮神事次第注文

には、細男や田樂は相撲と同じく郷々に宛てられ、國中の猿樂等が勤仕したとあり、國の行事に要がるやうな郷民の公的生活は、その私領化にも拘らざ失はれなかつた。勸修寺家本「中右記部類」年中行事一裏書に收める承安元年稻毛本郷の檢注目録斷簡に

神田一町二段

稻毛郷鎮守兩所六段  
田中郷鎮守三段

井田郷鎮守三段

とある事も、莊園鎮守以前に郷鎮守があり、莊園鎮守よりより地方民生活の中心になつて居り、郷の莊園化があつたとしても、其以前よりの古い信仰を保持してゐたものであらうと思ふ。例へば慶延本醍醐雜事記卷四に醍醐寺八幡宮放生會の相撲に山城國宇治郡山科郷と小野郷より一人宛進める事になつてゐた所、勸修寺氏人から山科里も小野里も勸修寺八幡を奉祭すべきであるから、醍醐の方は免除されたいと願ひ出て、眞旨により免ぜられたとあるが、郷鎮守の郷民に對する關係は領主の勢力で容易に左右し得ぬものであつた筈である。郷の生活には其他郷外の勢力は領主と雖もさう勝手にならないものがあつた筈である。その事が郷領を國衙領の基礎として存続させ、莊を稱した土地にも、その下に幾つかの郷を含み存せしめた原因であらうと思ふ。南禪寺領遠江國初倉庄が江富郷・吉守郷・藤守郷・鮎河郷等より成つてゐる如きその例である。(南禪寺文書第三册。嘉慶元年初倉庄勘洛注文。)後に室町時代の守護大名領が郷村を基礎として成立する緣由も、既に鎌倉時代武士領が郷村を主な對象としてゐた事に求められると思ふ。武士が地方勢力を代表したと言はれるのも、郷地頭や村地頭としての武士が武士社會の中心勢力であり、郷村の地頭が郷村の公共生活のよき代表者であつた事を認める事により、遙かに具體的に理解できると思ふ。御成敗式目第一條に神社の修理、恒例の祭祀

の奉仕を、地頭神主に命じてゐるのも、我國傳統の祭政一致の精神によるものとは云へ、賴朝以來鎌倉の方針が、國郡司の任務を尊重し、地方生活の安定を旨とし、其事によつて天下靜平を將來しようとした事の一つの現れであつて地頭設置により、國郡郷の舊制を濫りに變改しやうとしなかつた事の一表明とも受取れよう。杵築大社御遷宮祭への守護地頭の参加、吾妻鏡壽永三年正月十七日所收の、治承六年七月上總權介廣常の東國の泰平、賴朝の武運を祈つた上總國一宮への願文等、御成敗式目の第一條が武士の日常生活に甚だ深い意義を持つてゐた事を思はしめるのである。即ち武士が地方から出たと言ふことは、常に地方の生活を重んじ、地方生活の精神的中心である、一宮や郷社の尊信により、地方民の生活と融即する面を強く保持してゐた事を意味するものでなければならぬ。

中世經濟生活に於いて、莊園よりもその下にある名田がより注目されるべき經濟單位であると私は主張して來たが然も武士が名主職を認め乍ら、地方行政單位としては名をとらず、郷・村を取上げたのも、郷村が如何に私的領有や所有の下に晒されても、猶且公的な性質の一面を固持してゐたに對し、名が單に私的な財の對象としての面を強く持つてゐた事によると思ふ。即ち經濟生活に於いては名を、政治生活に於いては郷村を中心としたのが、鎌倉時代社會の一特性であつたと考へたい。このやうにして武士は守護として國司の政を受繼ぐ一方、郷村の代表者として、古來の村政を繼承し、之を破らうとする莊園領主等の恣意に對して、村郷を守る任務を果したものと思ふ。從來としても郷村の生活は中央と隔絶したものではなかつたが、武士が出るに至つて、却つて此の間の連絡を助けることに進み、武士のかゝる國郡郷制繼承は單なる繼承ではなく、よりよく郷村生活を國家生活へと結付ける事になつたと考へる事

ができやう。武士のすべてがかゝる事を十分自覺して行つたか否かは疑問としても、郷村のよき代表者でなければ、莊園側並びに地頭御家人相互の抗争の中にあつて、自己の地位を維持發展せしめる事は難かしかつたであらう。

## 五

律令制地方制度としては、言ふ迄もなく郷の下に里があつた。この里は郷長がいつしか郷司に變つた如く、いつしか村に變つてゐた。國郡郷を繼承した武士は當然この村をもその儘に受繼いだ筈である。留守文書に陸奥國宮城郡高用名内餘部村・岩切村・金山椿村・南宮村等の地頭職を正安二年沙彌淨妙より嫡孫家明に讓渡してゐるのも、武士が村政を其手に收めてゐた一證である。併し果して大隅國禰寢氏が郡司にして地頭を兼ねた如く、村地頭が村長の地位を尊重して置かれたかどうかは疑はしい。大體律令制に於いて郷といふ單位が重んぜられ、それに對し村や里が行政上重要視されなかつた事は明らかに知られる所で、東大寺領伊賀國黒田莊の出作名々の官物收納の事も郷郷によつて行はれてゐる。寶鏡寺文書所收年號はないが、鎌倉末吉野時代頃の備前國之國衙御料所注文寫にも、

一 上道郷領家國司御敷地にて候

一 津島郷領家

一 可知郷領家

一 出石郷領家

## 一 牧石郷領家

等々とある如く、富永名・物理保・服部保・西隆寺國ヶ分・大西庄本所分を除いてはすべて郷を記してゐて、鎌倉時代に前代の郷重視の風を大體受繼いだ事が考へられる。之は必ずしも村の生活全般が尊重されなかつた事を物語るものでは勿論ないのであつて、行政單位としての村が郷程重視されなかつた事、村長の權勢が郷司の如く強力でなかつた事に基つくのではないかと思ふ。既に平安中期以後には郷司の活躍は數多く史料を残してゐるが、村長の史料は甚だ少い。慶延本醍醐雜事記七・八卷第一紙裏書に印東御庄郷司村司等交名を見る他、寡聞にして村司の事あるを知らない。莊園に於いて江戸時代ならば村庄屋を召喚して聽取しなければならぬやうな時にも、莊園領主は村長村司でなく、村の古老百姓を呼んでゐる。之は元來村長の地位が郷司郡司の如く政治的に強力なものでなく、名譽職的なものであり、村長の地位は村の古老の助力により支持され、村政も村有力者の助言によつて執行はれてゐたもので、政治的に權力的に村を支配するやうな力は村長にはなく、村長の性質はそんな性質よりも、より多く村民の公僕となる事であつたのではないかと思ふ。御成敗式目第三條にも諸國守護人が代官を郡郷に分補する事を言つて、村に補した事は見えず、新編追加一所領年貢事の條に期日以前に年貢を收めなかつた所は、別納の地は政所に收公し、例郷は所帶を改易すると規定してゐるのも、鎌倉幕府が地方行政單位として、郷を重用して村を取らなかつた爲ではないかと思ふ。之に對し勿論村地頭補任の事があるが、之は御成敗式目第三十八條一總地頭押妨所領内名主職事の條に、總地頭が領内の村を掠領する事を止めてゐる如く、村の土地が地頭によつて大いに侵略蹂躪され、かくて村地頭が容赦なく村長

の地位を奪つて、その地歩を占めた事を示すもので、幕府が村をその行政單位として認めた形跡がない。併し其事は決して武士が全たく村政や村の生活を無視した事を物語るものでなく、地頭として外部より村内に入來つて、村政の中心を握り、村限りの諸習慣を尊重し乍ら、村限りの生活を破つて、之をより廣く高い政治生活へ引付けたものであつた。思ふに村長を權力ある者とする原因は彼が徴納の役にある事に考へられ易いのであるが、既に早くより徴納の事は辨濟使や税所があつて之に代り、村内警察の事も檢非違使や刀禰があつて之に當り、一般に村長の權勢は強くならなかつた所へ、村地頭が設けられたのであり、村地頭には警察と收納の兩方の權を行ふ必要があつたのであるから郡郷司を地頭に採用するやうに、村長に村地頭を兼ねさせる事は不可能であつて、外から村地頭を補し、やがて之が村政を握り村長に代つたと考へざるを得ない。

## 六

上述の如く鎌倉時代には上に於ては守護が國司の仕事を繼承し、下に於ては郷地頭が郷司の地歩を固め、やがて莊園領の中にも郷村制を復活させ、いつの間にか國郡郷の制をその生活の中にとりいれてゐた。從來鎌倉幕府の地方制度は餘り取上げて研究されなかつたが、その原因の一つは幕府の制が自然に成長を待つ事多く、地方制度に對しても莊園郷保をその儘に存続させ急激な改革を取てしなかつた爲に、之を考へしめる材料に乏しい事による。第二には幕府自身地方を直接支配せず、之を御家人に委せて行ひ、幕府は主に御家人統制の上から地方行政組織を考へるにすぎ

なかつた事にもよる。併し上述の如く全然幕府が地方行政を無視したのではなく、實際には却つて頗る地方の慣習を重んじたが故に、新しい制度を強制する事なく、現存の諸制をその儘になるべく保たうとしたのである。このやうな幕府の地方安全を欲する政策が、自然郷制の發達を助長し、鎌倉時代には莊公を問はず郷村制が成長して來て、守護の國衙接近と相應じて、國衙領の根強い殘存の外見を呈したのであつた。武士の復古的精神も地方に於けるかゝる現實的な目標即ち擬制的な莊領を内から國郡郷制へ組立て直さうとする動きに何程か役立つたものと思ふ。

以上によつて鎌倉時代に相當國衙領が猶存した事の原因が幾らかでも明らかになつたと思ふ。併し之に伴つて問題になつた鎌倉幕府の地方行政組織については甚だ不完全にしか觀察する事が出来なかつた。例へば郡地頭や莊園地頭・郷地頭・村地頭がどんな關係にあつたか。即ち之等が並列的であつたか、階段的であつたか、或ひは郷村司と郷村地頭の關係等まだ明らかでない部分を多分に殘した。之について大方の御示教を切望する次第である。猶國衙領莊園とし考へられてゐる「保」に就ても考究すべきであつたが、論旨が餘りに多端に互る恐れがあり、特に之を問題にしなくとも、所期の目的は大方果し得たと愚考したので省略する事にした。

要するに小篇は從來考へられたより莊園の國衙領侵蝕の程度が小さく考へられる事、武士は郷村を基礎として、莊領の内からの變改を志してゐた事、莊領の外的侵略のみが武士の目指した所ではなかつた事を述べやうとしたものであり、それは又同時に武士による地方生活の保護發展の面が、莊領化による地方生活破壊の一面に對比して取上げられねばならない事を説きたかつたのである。最後に何かと御示教を賜はつた西田教授に心から御禮申上げる。